

被扶養者資格確認調査 よくあるご質問

No.	ご質問	回答
1	昨年の調査と比べて状況に変更ないが調査票は提出するか	監督官庁の指導により、状況に変化がなくても調査票をご提出ください。ご協力お願いいたします。
2	調査票を紛失したり、書き直したい場合どうすればよいか	当健保組合ホームページ「書類のダウンロード」より調査票を印刷してご使用ください
3	非課税分の収入も記入しなければいけないのか	健康保険では、課税・非課税を問わずに恒常的にうけられるものはすべて収入としてとらえることとなっています。そのため、遺族年金・障害年金や非課税の通勤費等もご記入ください。
4	住所と住民票住所の記入欄が分かれているのはなぜか	マイナンバーを利用して所得情報等を取得するために1月1日現在の住民票住所が必要となりますので、必ずご記入ください
5	対象者と別居している場合の提出書類を教えてください	金融機関の振込票の控えや送金した通帳の写しなど、被保険者の名義で対象者の口座に入金していることがわかるページをご提出ください。家賃や水道光熱費などを被保険者の口座から引き落としている場合はその写しをご提出ください。 また、被保険者名義のクレジットカードを対象者が使用している場合、その利用明細の中で対象者が使用したものにマーカーを引いてご提出ください。現金の手渡しは認められません。なお、18歳～24歳までの学生については提出不要です。
6	対象者が雇用保険の失業給付、出産手当金、傷病手当金などをもらっているが引き続き扶養になれるか	失業保険や出産手当、傷病手当金は1日当たり3,612円未満（60歳以上または障害年金受給者は5,000円未満）の場合に限り引き続き扶養となります。3,612円以上の場合には被扶養者異動届（減員）と健康保険証を速やかにご提出ください。
7	在学証明書は提出するか	在学証明書の提出は不要ですが、調査票に学校名と卒業予定日をご記入ください
8	新型コロナウイルスの影響で一時的に忙しく、対象者の令和3年收入が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）を超えてしまった。扶養から外れなくてはならないのか	個別に状況を判断させていただきます。当健保組合までご連絡ください。
9	対象者は妻（または夫、子）であるが、両親とは2世帯住宅にて暮らしている場合、同居別居どちらの扱いなるか	あなた（被保険者）が妻（または夫、子）と同居別居しているか質問しております。したがって、同居と回答してください。
10	季節的業務で年に1回、2カ月間だけ働いている（年収20万円ほど）がどのように記入したらよいか	調査票の令和3年および令和4年の収入（見込）に20万円と記入し、備考欄にその旨をご記入ください
11	障害がある対象者について、福祉施設などで作業代をもらっているが記入しなくてもよいか	恒常的にうけられるものはすべて収入としてとらえることとなっていますので、その他の収入にご記入ください。